

介護福祉士等修学資金貸付事業の概要

1. 概要

- (1) 青森県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設（社会福祉士短期養成施設及び社会福祉士一般養成施設等）に在学期間中の修学資金の貸付を行う事業です。
- (2) この事業では、介護福祉士養成施設等を卒業後、青森県内で介護又は相談援助の業務に5年間従事した場合には、返還が金額免除となります。

2. 貸付対象者

- ・青森県に住民登録している方
- ・県内の介護福祉士養成施設等に在学している方、県外の介護福祉士養成施設等の学生となった年度の前年度に青森県に住民登録をしていた方
- ・介護福祉士等の資格取得後、県内で介護業務又は相談援助業務等に就く意欲のある方
- ・経済的な理由により貸付が必要な方

3. 貸付内容

	貸付内容等	
	一般枠	生活費加算枠
対象者	優秀な学生であって、家庭の経済状況から真に貸付が必要な者	優秀な学生であって、家庭の経済状況が生活保護受給世帯の者又はこれに準ずる者
学 費	月額5万円以内	月額5万円以内
入学準備金	20万円以内（入学時の初回のみ）	20万円以内（同左）
就職準備金	20万円以内（最終回のみ）	20万円以内（同左）
国家試験受験 対策費用 ※介護福祉士のみ	4万円以内（卒業年度のみ）	4万円以内（同左）
生活費加算	—	月額3～4万円程度 ※詳しくは、介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱第5条に係る（別表）参照
貸付利息	無利子	無利子

(注) 1年間の専門課程に在学する場合は、入学準備金又は就職準備金のいずれかを加算

4. 申込み方法

申込みにあたっては、介護福祉士養成施設等の推薦状が必要です。

貸付けを受けたい方は、在学している介護福祉士養成施設等へお申し出ください。

5. 貸付決定から貸付金交付まで

県社協において審査を行い、貸付の可否を決定します。

貸付決定後、契約書を取り交わします。

契約書に記載された交付日に貸付申込者又は法定代理人の有する金融機関の口座へ貸付金を振込みします。

6. 返還免除要件（以下の全ての条件に該当することが必要です。）

(1) 介護福祉士養成施設等を卒業した日から1年以内（※国家試験不合格の場合は3年以内）に介護福祉士又は社会福祉士として登録

(2) 青森県内において、介護福祉士又は社会福祉士として介護等の業務若しくは相談援助の業務等に5年間継続して従事

7. 届出

貸付けを受けた方は、就職したこと、就職先や就業地の変更、若しくはその業務に従事しないこととなったときは、速やかに県社協へ届け出をしていただきます。

8. 返還

返還免除要件を満たさなかった場合は全額返還していただきます。

退学、離職等、返還の対象となる事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍（生活費加算枠については、貸付けを受けた期間の3倍）に相当する期間内に月賦又は半年賦により返還していただきます。

返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子が発生します。

9. 連帯保証人

貸付けを受けようとする場合は、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申込者が未成年である場合の連帯保証人は貸付申込者の法定代理人となります。

ただし、法定代理人が連帯保証人として、債務を負担することが難しい場合は、親権者を除く扶養義務者等を連帯保証人として立てていただいても差し支えありません。

10. 生活保護世帯に属する者の生活費加算について

(1) 目的

生活保護世帯の子どもが高校卒業後に介護福祉士養成施設等への進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる費用を上乗せして貸与することにより、生活の安定に資する資格の取得を支援しようとするものです。

(2) 貸付対象者（以下の全ての条件に該当する方が対象となります。）

① 介護福祉士養成施設等に在学する方

② 介護福祉士養成施設等を卒業後、青森県内の社会福祉施設等で、介護又は相談援助の業務に従事する意思のある方

③ 貸付申請時に生活保護を受けている方

（ただし、介護福祉士養成施設等への進学後は生活保護の適用がないことが前提です。）

(3) 貸付申込方法

- ①貸付の申込は、基本的に一般の貸付申請と同時に行います。申込後は、本会において 審査を行い、貸付の可否を決定します。
- ②貸付審査での可否を決定するため、担当の福祉事務所から意見を伺います。

(4) その他の留意事項

- ①貸付を受けようとする場合は、一般枠と同様に連帯保証人が必要です。
- ②生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。この制度を活用する場合は、あらかじめ担当の福祉事務所のケースワーカーに相談する必要があります。